



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年7月23日金曜日 第2186号

### ◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	536
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	536
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	537
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	537
指定自立支援医療機関の指定.....	537
指定相談支援を行う事業所の所在地の変更.....	537
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧...	538
建設業者の許可の取消し.....	538

土地改良区の定款変更の認可.....	539
道路の区域変更（県道松山空港線）.....	539

### 公 告

平成21年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表...	539
土地の売払い.....	539

### 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	540
質屋営業法施行細則.....	541

## 告 示

### ○愛媛県告示第826号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成22年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肝臓機能障害	外科	医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	松原 淳	宇和島市住吉町2丁目6-24	平成 22年7月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科	西予市立野村病院	高山 千幸	西予市野村町野村9号53番地	平成 22年7月1日
肢体不自由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	井上 明宏	東温市志津川	平成 22年7月1日
肢体不自由	内科・放射線科	放射線第一病院	原 武史	今治市北日吉町1丁目10番50号	平成 22年7月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	市立宇和島病院	清水 義貴	宇和島市御殿町1番1号	平成 22年7月1日
肢体不自由	内科	公立学校共済組合四国中央病院	和田 敏裕	四国中央市川之江町2233番地	平成 22年7月1日

### ○愛媛県告示第827号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成22年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101505	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町1丁目14番地7	小川 純人	就労移行支援	さなえワークス天山	松山市福音寺町750番地	平成22年 6月1日
3810200356	医療法人やすらぎ会	今治市別宮町二丁目1番地5	鈴木 孝	居宅介護	ヘルパーステーションえがお	今治市別宮町二丁目1番地20ハイツきらら101号室	平成22年 6月1日
3810200356	医療法人やすらぎ会	今治市別宮町二丁目1番地5	鈴木 孝	重度訪問介護	ヘルパーステーションえがお	今治市別宮町二丁目1番地20ハイツきらら101号室	平成22年 6月1日
3811500218	有限会社まるいち	東温市南方474番地の9	渡部 英樹	居宅介護	有限会社まるいち訪問介護事業所	東温市南方474番地の9	平成22年 6月1日
3811500218	有限会社まるいち	東温市南方474番地の9	渡部 英樹	重度訪問介護	有限会社まるいち訪問介護事業所	東温市南方474番地の9	平成22年 6月1日

3811500218	有限会社まるいち	東温市南方474番地の9	渡部英樹	行動援護	有限会社まるいち訪問介護事業所	東温市南方474番地の9	平成22年6月1日
3810101620	株式会社ラビダ	松山市和気町二丁目74番地16	松崎博子	居宅介護	訪問介護事業所ラビダ	松山市和気町二丁目74番地16	平成22年6月21日
3810101620	株式会社ラビダ	松山市和気町二丁目74番地16	松崎博子	重度訪問介護	訪問介護事業所ラビダ	松山市和気町二丁目74番地16	平成22年6月21日
3820600314	特定非営利活動法人石錠	西条市神拝甲324番地2 西条市総合福祉センター内	津島功明	共同生活援助	NPO法人石錠グループホームさくらの家	西条市福武甲577-1	平成22年6月21日
3814000166	株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	島内そよみ	居宅介護	ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	平成22年6月23日
3814000166	株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	島内そよみ	重度訪問介護	ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	平成22年6月23日

○愛媛県告示第828号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地		
						変更前	変更後	
3820200040	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越智一博	共同生活援助	フレンドシップホームⅢ	今治市上徳甲430-14	今治市室屋町一丁目1-8	平成22年5月1日

○愛媛県告示第829号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600035	株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地の1	眞鍋敏朗	居宅介護	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成22年6月30日
3810600035	株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地の1	眞鍋敏朗	重度訪問介護	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成22年6月30日

○愛媛県告示第830号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
あかり薬局駅前店	新居浜市坂井町2丁目5番43号	大廣 貴士	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年7月1日
あおぞら調剤薬局	今治市北宝来町2丁目3番地6	株式会社アガベ	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年7月1日

○愛媛県告示第831号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所			届 年 月 日 出
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	所 在 地		変 更 後	
				変 更 前	変 更 後		
3830300020	宇和島市	宇和島市曙町1番地	石橋 寛久	宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房	宇和島市津島町高田甲18番地1	宇和島市津島町高田甲16番地1	平成22年4月1日

○愛媛県告示第832号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市合田1194番地 中川 嘉十郎	八幡浜市向灘410番地 松本 嘉晃	八幡浜市川上町白石乙7-1 矢野 円常	八幡 浜	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年 8月6日から同年 8月20日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
-------------	------------------------

○愛媛県告示第833号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第3273号	平成17年6月24日	愛和工業(株)	園子 政行	西条市水見乙282	平成22年6月2日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第6658号	平成19年3月27日	安永瓦工業(有)	安永 修	今治市菊間町浜770	平成22年6月2日	屋根工事業	建設業の廃止
(般-19)第13781号	平成19年8月5日	A B E 建設企画	阿部 昇	今治市泉川町1-1-22	平成22年6月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般-17)第3380号	平成17年8月2日	常和建設	大西 常正	四国中央市柴生町16	平成22年6月3日	建築工事業	建設業の廃止
(特-17)第6187号	平成17年12月16日	(株)藤川組	藤川 裕司	四国中央市三島宮川2-6-27	平成22年6月3日	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止
(特-20)第3503号	平成21年3月11日	(株)サンケン	藤田 輝幸	新居浜市八幡1-18-36	平成22年6月4日	建築工事業、塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第9270号	平成18年11月14日	矢野工務店	矢野 和孝	四国中央市豊岡町大町1384	平成22年6月4日	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止
(般-20)第16436号	平成21年2月18日	(株)アメニティ・タイム	高木 英次	西条市神拝甲150-1	平成22年6月11日	ガラス工事業	建設業の廃止
(般-17)第5946号	平成18年2月15日	東予タカラ住設	櫛部 茂雄	西条市丹原町長野1695	平成22年6月16日	土木工事業、管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第15184号	平成19年11月14日	(株)エヌケーアイ	篠原 英樹	四国中央市妻鳥町2467-15	平成22年6月23日	土木工事業、建築工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般-18)第4295号	平成18年11月15日	(株)ウスイ電業	碓井 良和	新居浜市多喜浜5-2-10	平成22年6月24日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)

( 般 - 18 )第12398号	平成18年 10月 8 日	(有)神戸建設	川下 兼吉	西条市安知生365 - 5	平成22年 6月30日	土木工事業、建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
-------------------	------------------	---------	-------	---------------	----------------	----------------------	--------

○愛媛県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中島土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 7月23日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山空港線	松山市竹原二丁目144番 6 から 同市竹原町一丁目 1 番 1 地先まで	旧	メートル 8.0~19.1	キロメートル 0.330	
			新	11.4~21.4	0.330	

公 告

○公 告

平成21年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長河崎広二から通知のあった平成21年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	688会員
加入戸数	881,650戸
共済委託契約金額	7,868,731,286千円
火災共済掛金	1,066,939千円
被災戸数	242戸
火災共済給付金	283,274千円
特定給付金	16,644千円
復興建築助成戸数	126戸
復興建築助成金	61,551千円
住宅災害見舞戸数	641戸
住宅災害見舞金	37,740千円
住宅防火施設整備補助会員数	211会員
住宅防火施設整備補助金	107,891千円

2 貸借対照表（平成22年 3月31日現在）

(1) 資産の部

ア 流動資産	687,983千円
イ 固定資産	
ア 特定資産	
a 異常危険準備金資産	2,913,967千円
b その他特定資産	1,702,454千円
イ その他固定資産	366,320千円

資産合計

5,670,724千円

(2) 負債の部

ア 流動負債	609,680千円
イ 固定負債	3,042,682千円
負債合計	3,652,362千円

(3) 正味財産の部

正味財産合計	2,018,362千円
負債及び正味財産合計	5,670,724千円

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
大洲市長浜字千舟町甲570番	学 校 地	789.46㎡	25,200,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成22年 7月23日（金）から 8月27日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15 分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年 8月27日（金）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年 8月10日（火）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年 9月14日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

大洲市長浜甲480 - 1

愛媛県立長浜高等学校 1 階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 8 号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 7月23日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(交通規制の対象から除く車両)	(交通規制の対象から除く車両)
<b>第 2 条</b> 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりと	<b>第 2 条</b> 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりと

する。

(1) 道路標識又は道路標示による交通規制(高速自動車国道の本線車道(令第27条の2に規定する本線車道を除く。)にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。)の対象から除く自動車  
ア～エ 省略

(2)～(4) 省略

2～7 省略

(軽車両の乗車又は積載の制限)

**第10条** 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)～(ウ) 省略

(エ) タンデム車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた二輪又は三輪の自転車をいう。)に運転者以外の者1人を乗車させている場合

(オ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(カ) 省略

イ 省略

(2)～(4) 省略

(運転者の遵守事項)

**第12条** 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(10) 省略

(11) 令第13条第1項に規定する自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。

(12) 省略

する。

(1) 道路標識又は道路標示による交通規制 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の对象から除く自動車

ア～エ 省略

(2)～(4) 省略

2～7 省略

(軽車両の乗車又は積載の制限)

**第10条** 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路 \_\_\_\_\_において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(オ) 省略

イ 省略

(2)～(4) 省略

(運転者の遵守事項)

**第12条** 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(10) 省略

(11) 令第13条第1項に規定する緊急自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。

(12) 省略

**附 則**

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第9号

質屋営業法施行細則を次のように定める。

平成22年7月23日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

**質屋営業法施行細則**

質屋営業法施行細則(平成6年愛媛県公安委員会規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)に定めるもののほか、質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出部数)

**第2条** 法第2条第1項及び第4条第1項の規定による許可申請書の提出部数は、1通とする。

(書面の様式)

**第3条** 法第3条第3項の書面の様式は、不許可通知書(様式第1号)のとおりとする。

(処分の通知)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書面の様式を交付して行うものとする。

項	左欄	右欄
1	法第25条の規定による質屋の許可の取消し	許可取消処分通知書(様式第2号)
2	法第25条の規定による質屋営業の停止命令	営業停止命令書(様式第3号)
3	法第28条第3項第1号又は第6項の規定による質契約終了行為者の承認又は不承認	質契約終了行為者承認(不承認)通知書(様式第4号)
4	法第28条第5項又は第6項の規定による質契約終了行為場所の変更の承認又は不承認	質契約終了行為場所変更承認(不承認)通知書(様式第5号)

(補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

公委 第 号  
年 月 日

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった質屋営業の許可については、次の理由により許可をしないので、質屋営業法(昭和25年法律第158号)第3条第3項の規定により通知する。

理 由



様式第2号(第4条関係)

公委 第 号  
年 月 日

許 可 取 消 処 分 通 知 書

住所又は居所

許 可 年 月 日

許 可 証 番 号

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

質屋営業法(昭和25年法律第158号)第25条 第1項 の規定により、質屋  
第2項  
の許可を取り消す。

理 由

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第3号(第4条関係)

公委 第 号  
年 月 日

営 業 停 止 命 令 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

質屋営業法(昭和25年法律第158号)第25条 第1項 の規定により、次の  
第2項  
とおり質屋営業の停止を命ずる。

1 停止の範囲

2 停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで 日間

3 理 由

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第4号(第4条関係)

公委 第 号  
年 月 日

質契約終了行為者 承認 通知書  
不承認

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった質契約終了行為者については、  
承認 する。  
次の理由により承認しない。

理 由

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第5号(第4条関係)

公委 第 号  
年 月 日

質契約終了行為場所変更 承認 通知書  
不承認

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった質契約終了行為場所の変更につ  
ては、承認 する。  
次の理由により承認しない。

理 由

注 不要の文字は、横線で消すこと。